

館警あり、奥羽の諸藩兵を遣はして屯戍す、仙台も亦兵士を出す、深之助之に與る、時に幕府の吏來りて其軍を監す、深之助の多力を聞き召して其力を試む、深之助乃ち進みて鉄槌を舞はし輪転して風を生ず、颯々声あり、既にして槌軍監に薄〔せま〕る、軍監色を失し觀者危懼す、深之助平生一室に独居し庭前掃はず草萊逕に満つ、平生竹を愛し、藩衍〔はんえん〕して堂宇に及び萌筍牀席を穿ちて出て、牖戸〔ゆうこ〕の間森然林を成す、国人依て藪賢人と称す。深之助、諱は保有（一本成直）、文武諸技を兼ね、又医理天文に通じ、尤も筆札を善くす、性剛毅厳正、居常貧苦に安んず、奇行甚だ多く、天保九年正月十九日歿す、享年六十八、仙台木ノ下国分寺中泉岡房に葬る。』

資料 仙台近古史談（今泉葦洲）

仙台人名大辞書（菊田定郷）

仙台郷土史夜話（三原良吉）

東藩史稿卷之20（作並清亮）

49. 伊達家の京都家敷の所在地

問 伊達家の京都屋敷は、どこにあったのか。

答 伊達家の京都屋敷についての資料は、残存しているものが殆ど見当らず、詳細を知ることは非常に困難です。唯所在地については、「武鑑」の記載から知ることができます。即ち、その一つ「文化武鑑」文化元年卷之1によりますと、

『〔伊達〕本国陸奥

松平政千代 寛政八辰九月家督

〔中略〕

○京都 長者丁 小川東へ入ル丁

〔下略〕』

と記されています。

京都屋敷は、主君上京の必要を充すため設置を許されていたもので、他の主要な諸大名も、それぞれ京都屋敷を持っていました。仙台の京都屋敷には、「司属部分錄」によれば、「京都御留守居」〔近江代官を兼帶することもあった。〕を常駐させ、その支配下に「京都定詰足輕」を置き、別に出入司支配の「京都御買物方本メ」と「同所定詰御使番」を付置させてありました。

注(1) 武鑑とは、幕府及び諸大名の名鑑である。武鑑は万治年間〔1658～〕以後「江戸鑑」

と呼ばれていたが、貞享2年〔1685〕の「本朝武鑑」で始めて武鑑の名称が使われている。武鑑は総て民間の書肆が出版したもので、官版はない。江戸の書肆須原屋茂兵衛は、正徳6年〔1716〕に「正徳武鑑」を出版し、以後須原屋版の武鑑には年号を冠し、「文化武鑑」「天保武鑑」のような標題を用いた。この須原屋版に対し、元文年間〔1736～〕からは、出雲寺和泉掾〔いづみのじよう〕が、「大成武鑑」の名で武鑑の出版を始め、以後両者の武鑑が相並んで行われた。

注(2) 伊達第9代周宗〔ちかむね〕。P.314 注(7)参照。

注(3) P.66 注(5)

資料 文化武鑑

50. 柳生紙に関する図書資料

問 仙台市中田柳生から産する柳生紙について書かれた図書のうち、貴館所蔵のものをお知らせ下さい。

答 現在のところ、次の諸書があります。

1. 「封内風土記」（田辺希文）
『⁽¹⁾柳生邑 戸口凡六十九。産紙。』（卷之5）
『⁽²⁾鼻紙 俗間蓄懷中……又有同名而具國主之用者其制似料紙而精好……名取郡茂庭村所出為上品同郡柳生垂之……』（卷之3）
2. 「奥羽観蹟聞老志」（佐久間洞巖）。「仙台叢書」別刊
『⁽³⁾紙 俗間蓄懷中……又有同名而具國主之用者其制似料紙而精好……名取郡茂庭村所出為上品同郡柳生垂之……』（卷之3）
3. 「封内土産考」（里見藤左衛門）。「仙台叢書」第3巻の内
『⁽⁴⁾紙 封内是を産する地多し。刈田郡中目村森合・斎川・五賀・平・小原・深谷等の近郷。伊具郡丸森・大蔵・川張・耕屋等名取郡前田・柳生・熊野堂・大野田近辺。東山・田河津・長沢・猿沢・摺沢等の地なり。製する処に從て品性不可。寄紙〔よりがみ〕は。刈田にて制し。並下寄紙は。何れの地にも出づ。世に是れを大方紙と云り。小料紙。是又何れの地にも出づ。刈田郡にて是を下大方とも。中折とも云。名取より出る料紙を柳生紙と云り。……』
4. 「仙台物産沿革」（山田揆一）。「仙台叢書」別集第2巻の内
『⁽⁵⁾紙 旧記に依るに。封内紙を産する地多し。刈田郡中目村。森合村・斎川・五賀・平・小原・深谷等の近郷。伊具郡丸森・大蔵・川張・耕野等。名取郡前田・柳生・熊野堂・大野田近辺。磐井郡滝沢・牧沢・田河津・長坂・猿沢・摺沢等の地。皆紙を産す。而して其の製する地